

## 政治倫理条例の構成例

### 1 主な条文項目

項目	概要(例)	23区導入 自治体 <sup>※1</sup>
1 目的	この条例は、文京区議会議員が、区民全体の奉仕者として常に高い倫理意識の向上に努め、品位及び名誉を保持し、その職務の執行に当たっては常に公正かつ誠実で、区民の疑惑の念を招くことのないよう行動するとともに、区民からの信頼を確保し、区政の民主的かつ健全な発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。	全て <sup>※2</sup>
2 議会の役割	議会は、議員の政治倫理向上に資する取組を進め、区民に対する説明責任を果たし、公正性及び透明性を確保しなければならない。	新宿区、墨田区、豊島区、江東区
3 議員の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員は、法令、条例等を遵守し、区政の権能と責務を深く自覚し、政治倫理規準を遵守しなければならない。</li> <li>・ 議員は自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。(新宿区・豊島区・江東区)</li> <li>・ 議員は、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。(新宿区・墨田区・豊島区)</li> </ul>	全て
4 区民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民は、議員に政治倫理規準を逸脱する行為を求めてはならない。</li> <li>・ 区民は、議員活動及び政治姿勢の説明を求めることができる。(新宿区・墨田区・江東区)</li> </ul>	全て
5 政治倫理規準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治倫理基準の遵守           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 不正疑惑行為の自粛(北区・墨田区・豊島区・江東区)               <p>区政運営又は議会運営に著しく影響を与え、区民の信用又は信頼を著しく失墜させる行為を行わないこと。</p> </li> <li>② 地位利用の金品授受の禁止(北区・墨田区・豊島区・江東区)               <p>区民全体の奉仕者として常に人格及び倫理の向上に努め、その権限又は地位を利用していかなる金品の授受等をしないこと。</p> </li> <li>③ 職員の職務執行への不当介入の禁止(区が行う売買)(北区・江東区)               <p>区が行う売買、委託及び請負の契約に関し、特定の個人及び企業その他の団体のために有利又は不利な取計らいをしないこと。</p> </li> <li>④ 職員の職務執行への不当介入の禁止(区が出資する団体等)(新宿区・墨田区・豊島区・江東区)               <p>区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものをお出し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務執行を妨げ、又は職権を不正に行使するよう働き掛けをしないこと。</p> </li> </ul> </li> </ul>	全て

項目	概要(例)	23区導入 自治体 <sup>※1</sup>
	<p>④ 兼職先との利益相反を避け、疑惑を招かないこと(北区)      地方自治法第92条の2及び第117条の規定の趣旨を尊重し、区民に対し疑惑の念を生じさせないように努めること。</p> <p>⑤ 道義的批判を受けるおそれのある企業献金の自粛(北区・墨田区・豊島区)      政治資金規正法等の法令に違反する寄附等のほか、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。</p> <p>⑥ 人権侵害(ハラスメント等)のおそれのある行為の禁止(新宿区・墨田区・豊島区・江東区)      その権限又は地位を利用して嫌がらせをし、強制し、強要し、若しくは圧力をかける行為をしないこと、又は人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。</p> <p>⑦ 名誉棄損行為の禁止(墨田区・江東区)      報告会、チラシ、SNS等を利用した情報発信により、誹謗中傷の発言をする等、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないこと又は第三者をして同様の行為をさせないこと。</p> <p>⑧ 国民健康保険料の完納等(墨田区)      区特別区税条例の規定に基づく区税及び国民健康保険条例の規定に基づく国民健康保険料の完納又は健全な計画に基づく分納等を誠実に行うこと。</p> <p>⑨ 反社会的な団体等との関わりの禁止(豊島区)      暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、その他不法行為を繰り返す反社会的な団体及び個人と一切の関係を持たないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員は、前項の規定又は法令、条例等に違反する行為(重大なものに限る。)を行った場合は、速やかに議長に報告しなければならない。          議長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに議会としての対応を協議するものとする。(墨田区)</li> <li>・ 議員は、政治倫理規準に反する事実があるとの指摘を受けたときは、自ら誠実な態度をもって、真相を明らかにするとともに、説明責任を果たさなければならない。(墨田区・豊島区・江東区)</li> </ul>	
6 兼業の報告義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員は、自らが主として収益事業を営む法人又は区から補助金等を受ける法人等の役員等に就いた場合には、議長に対し、速やかに兼業報告書を提出しなければならない。</li> <li>・ 議長は、規定により提出された兼業報告書等を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。</li> </ul>	全て

	項目	概要(例)	23区導入 自治体 <sup>※1</sup>
7	住民・議員の調査請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員が政治倫理規準や法令等に違反した又は疑いがあるときは、議員又は区民が議長に調査請求をすることができる。</li> </ul> <p><b>議員の調査請求</b></p> <p>北区・新宿区・江東区→議員定数の8分の1以上の者の連署          墨田区→議員定数の8分の1以上（同一会派等に所属する者のみで構成されている場合を除く。）の者の連署          豊島区→議員定数の8分の1以上（異なる2以上の、会派又は会派に属さない議員で構成されている場合に限る。）の者の連署</p> <p><b>区民の調査請求</b></p> <p>墨田区・江東区→議員の選挙権を有する者1,000人以上の区民の連署          北区→議員の選挙権を有する者500人以上の区民の連署          新宿区・豊島区→満18歳以上の区民の連署100人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長は、調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付資料を確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に対し、その補正を命ずることができる。（墨田区・豊島区・江東区）</li> <li>・ 調査請求権の期限（新宿区・墨田区・豊島区・江東区）</li> </ul>	全て
8	政治倫理審査会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長は調査請求が適正であると認めたときは、政治倫理審査会（委員会）を設置し、当該調査請求に係る事案の審査を審査会（委員会）に付託する。</li> </ul> <p><b>審査会を設置</b></p> <p>北区・新宿区</p> <p><b>政治倫理調査特別委員会を設置</b></p> <p>墨田区・豊島区・江東区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査会（委員会）の定数（北区・新宿区・墨田区・江東区）</li> <li>・ 審査会（委員会）の審査結果報告期限</li> <li>・ 調査請求の対象となる議員の事情聴取（北区・新宿区・豊島区・江東区）</li> <li>・ 対象議員の弁明の機会の確保</li> <li>・ 対象議員への出席要求</li> </ul>	全て

	項目	概要(例)	23区導入 自治体 <sup>※1</sup>
9	議会の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の措置</li> </ul> <p>議会は、当該対象議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名誉及び品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認める措置を講じる。</p> <p><b>具体的な措置の記載の有無</b></p> <p>墨田区・豊島区→措置の記載あり</p> <p>〔豊島区の例〕 (1) 議場における議長注意            (2) 議場における対象者の謝罪文朗読            (3) 一定期間の出席停止勧告            (4) 当該議員が就任している役職の辞任勧告            (5) 議員辞職勧告</p> <p>北区・江東区→措置の勧告の種別は条例施行規程に記載</p> <p>新宿区→具体的な勧告の規定はない</p>	全て

## 2 その他の検討項目

	項目	概要(例)	23区導入 自治体
10	請負等の制限	議員や議員の配偶者が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、区を相手方とする工事若しくは製造の請負、業務の受託又は物品の売買に係る契約締結を辞退するよう努める。	墨田区
11	指定管理者の指定辞退	議員や議員の配偶者が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者とならないよう努める。	墨田区
12	依頼等の記録義務	議員は、区の職員又は出資団体等者の職員に対し、その職務に関し、口頭又は文書により要望し、又は依頼をしたときは、その内容を記録した文書又は文書の写しを、依頼等をした日から10日以内に議長に提出しなければならない。	新宿区
13	資産公開	議員は、資産並びに前年1年間の収入及び税等の納付状況を記載した報告書を作成し、毎年、議長に提出しなければならない。	なし (嘉麻市)

項目	概要(例)	23区導入 自治体
14 問責制度	起きてしまった不祥事に事後的・個別的に対処するための制度  議員が犯罪等による起訴後、引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に説明会の開催を求めなければならない。この場合において、議員は、説明会に出席し釈明しなければならない。	なし (福岡市)

※1 23区で導入しているのは、北区、新宿区、墨田区、江東区の5区です（令和8年1月現在）。

※2 「全て」と記載しているが、各区規定事項や記載の仕方が異なる。